

1. 平成 26 年 4 月からの社会保険料の変更 ～介護保険料率がUP 一般拠出金は引下げ 他～

平成 26 年度の全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険の保険料率(東京都では 9.97%です)は据え置かれましたが、介護保険の保険料率が引き上げられました。今月に納付する 3 月分の介護保険料から保険料率がこれまでの 1.55%から 1.72%となります。介護保険の給付費が年々増加していることにより、協会けんぽが負担しなければならない額(介護納付金)も増加して、これまでの介護保険料率のままでは 700 億円を超える赤字が見込まれました。介護保険の給付費が年々増加していることにより、協会けんぽが負担しなければならない額(介護納付金)も増加して、これまでの介護保険料率のままでは 700 億円を超える赤字が見込まれました。健康保険法は、単年度で収支が均衡するように介護納付金の額を総報酬で除したものを基準として定めることが法定されているため、介護保険料率を引き上げるようになったのです。

なお、26 年度の健康保険料率は据え置かれたものの、これは昨年の健康保険法等の改正により準備金を取り崩すことにより据え置くことができた当面の対応にすぎず、近年の医療費支出の伸びが保険料収入の基礎である賃金の伸びを上回ってその差が拡大していることに加えて、高齢者の医療費を支えるための拠出金も年々増大するという協会けんぽの脆弱な財政基盤の赤字構造は、構造的に改善するための制度改正を実現しない限り厳しい状況が続くものと考えられます。

また、健康保険料率と同じく 4 月からの雇用保険の保険料率も据え置かれましたが、石綿健康被害救済のための「一般拠出金」(労災保険適用事業主の全事業主が対象)の拠出金率が 0.5%から 0.2%にこちらは引き下げられました。

2. 要チェック！ 平成 26 年度の厚生労働省方針

厚生労働省の 26 年度方針が続々明らかになっています。自社の労務管理の見直しの際の参考にしてください。

◆**高齢者の雇用等**: 65 歳までの雇用が原則義務化され、高齢者の賃金設計とそれに伴う全体的な賃金制度の見直しを実施・検討する企業が増えています。また、中高年層社員に関する課題として、「介護休職・離職」があります。親の介護による休職・離職が最も多い年代層は 50 代ですが、40 代から 65 歳までのすべての年代でも直面する可能性の高い課題です。厚生労働省は、65 歳までの雇用義務化等を背景に、基礎年金の保険料納付期間を延長する考えを示しています。来年の通常国会での法改正を検討しているようです。

◆**多様な正社員**: 「限定正社員」という呼ばれ方もしますが、職種、勤務地、労働時間等が限定的な「多様な形態による正社員」が注目されています。多様な形態の正社員の賃金・昇進等については、すでに実践している企業の例と今後の制度整備の動向等を見ながら、就業規則等の整備を検討していく必要があるでしょう。

◆**助成金の拡充・新設**: 次の助成金について、力を入れていくようです。

キャリアアップ助成金／労働移動支援助成金／トライアル雇用奨励金／育児休業からの職場復帰を支援: キャリア形成促進助成金における育休取得能力アップコース(仮称)



◆**行政指導の方向性**: 労働基準監督官の増員が計画されており、また、従来通り、サービス残業是正を始めとする割増賃金の適正な支払いや違法な時間外労働の是正等を実施していくとしています。部下の長時間労働や年次有給休暇取得の状況を上司の人事評価に反映させるといった会社での取組みも必要でしょう。「働き方・休み方改善指標」や「働き方・休み方改善ハンドブック」などが作成されますので、参考になるかもしれません。

◆**障害者雇用の進展**: 平成 25 年度は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれも雇用者が増加しています。特に精神障害者が大きく増加し、大手企業では 4 年後の障害者雇用率に関する改正等をにらみ、発達障害を持つ方を採用したいというニーズが高まっています。

● 編集後記 ●

先日、茨城県日立市で震災復興イベント『癒しと調べと踊り』で、ステージで阿波踊りを披露しました。震災以降、福島県から避難されてこられたご家族の支援活動をしておられる団体が主催しており、いまだに帰郷できず避難生活を送られている方もいらっしゃることを「忘れない」そして「一緒に元気になろう」という思いで開催されたもの。緊張して楽しむ余裕はあまりありませんでしたが、会場で踊ることができ、私にとっても良い思い出になりました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL: 0422-24-8625
 FAX: 0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)